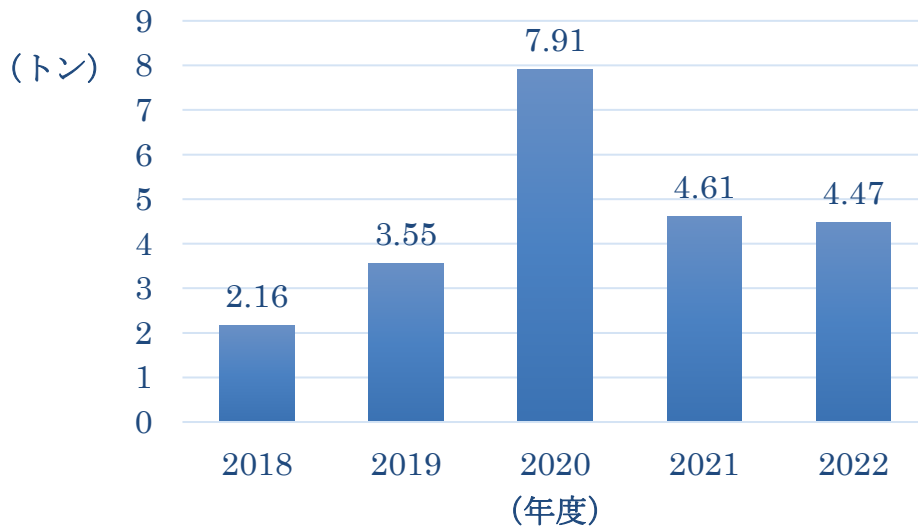




不法投棄防止条例の施行

1. 不法投棄ごみ回収量の推移



2. 条例の内容

土地所有者、地域住民及び市が連携協力して廃棄物の不法投棄を未然に防止し、清潔で美しいまちづくりを推進することを目的として条例を制定。

- (1) 市の責務を規定（不法投棄防止広報・パトロール実施等）
- (2) 土地所有者等の責務を規定（不法投棄情報の提供等）
- (3) 立入調査の実施を規定
- (4) 情報提供者への報奨金の支給

3. 報奨金支給

報奨金：1万円

※市への情報提供により、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第16条違反として警察が捜査を行うに際して、有益な情報と認められる場合。

4. 施行期日

2023年10月1日(日)

5. LINEを使用した通報機能の運用開始

安芸高田市 LINE 公式アカウントからの不法投棄通報を2023年10月2日(月)から運用開始。